

## 一般廃棄物処理施設の維持管理の状況

年度	30年度
施設名称	東金市外三市町環境クリーンセンター
所在地	千葉県東金市三ヶ尻340番地

### 1 処分した一般廃棄物の種類及び数量

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	可燃ごみ	トン	1,812.80	1,250.80	0.00	1,252.87	1,863.20	1,025.78	1,087.41	1,554.60				
2号炉			1,411.62	683.45	1,955.83	1,518.48	778.27	997.34	1,883.81	1,352.65				
3号炉			528.23	1,927.81	1,668.64	850.95	1,063.19	1,523.42	749.74	389.66				

※処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。

※処理数量が0の月は稼働しておりません。

### 2 燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～30日	1日～21日	-	3日～11日 18日～31日	1日～31日	1日～13日 18日～22日	14日～31日	1日～8日 13日～30日				
	測定の結果(°C)	800以上	898	897	-	898	899	896	898	896				
2号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～22日	22日～31日	1日～30日	8日～31日	1日～12日	15日～30日	1日～12日 14日～31日	1日～21日				
	測定の結果(°C)	800以上	895	893	892	891	891	894	896	897				
3号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	22日～30日	1日～31日	1日～12日 16日～30日	1日～6日 11日～18日	14日～31日	1日～16日 23日～30日	1日～12日	24日～30日				
	測定の結果(°C)	800以上	895	892	892	892	892	890	892	899				

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

### 3 集じん機に流入する燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～30日	1日～21日	-	3日～11日 18日～31日	1日～31日	1日～13日 18日～22日	14日～31日	1日～8日 13日～30日				
	測定の結果(°C)	概ね200以下	195	195	-	195	195	195	195	195				
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～22日	22日～31日	1日～30日	8日～31日	1日～12日	15日～30日	1日～12日 14日～31日	1日～21日				
	測定の結果(°C)	概ね200以下	195	195	195	195	195	195	195	195				
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	22日～30日	1日～31日	1日～12日 16日～30日	1日～6日 11日～18日	14日～31日	1日～16日 23日～30日	1日～12日	24日～30日				
	測定の結果(°C)	概ね200以下	195	195	195	195	195	195	195	195				

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

### 4 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～30日	1日～21日	-	3日～11日 18日～31日	1日～31日	1日～13日 18日～22日	14日～31日	1日～8日 13日～30日				
	測定の結果(ppm)	100以下	8	8	-	8	7	7	7	7				
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～22日	22日～31日	1日～30日	8日～31日	1日～12日	15日～30日	1日～12日 14日～31日	1日～21日				
	測定の結果(ppm)	100以下	7	7	9	8	8	7	7	7				
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	22日～30日	1日～31日	1日～12日 16日～30日	1日～6日 11日～18日	14日～31日	1日～16日 23日～30日	1日～12日	24日～30日				
	測定の結果(ppm)	100以下	9	11	12	13	9	10	11	7				

※一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

5 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去の年月日

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	除去を行った年月日	冷却設備			13日									
		排ガス処理設備			12日									
2号炉	除去を行った年月日	冷却設備	28日					13日						
		排ガス処理設備		15日				12日						
3号炉	除去を行った年月日	冷却設備					9日		17日					
		排ガス処理設備					8日							

※冷却設備については機械式自動除去装置、ろ過式集じん器については空気式自動除去装置により毎日実施する。

6 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上測定)

		基準値	
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5以下	
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5以下	
3号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5以下	

※基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。

7 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(2か月を超えない作業期間ごとに1回以上測定)

		基準値					
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	4月26日	8月6日	10月24日		
	結果の得られた年月日	-	5月15日	8月27日	11月2日		
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	0.0024未満	0.0031	0.0023未満		
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	55	64	46		
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	700以下	20	10未満	21		
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	119以下	0.37	0.12	0.39		
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	5月28日	7月27日	10月25日		
	結果の得られた年月日	-	6月13日	8月10日	11月2日		
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	0.0024未満	0.0031	0.0032未満		
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	39	50	54		
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	700以下	26	6未満	15		
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	119以下	0.087	1.1	0.49		
3号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	6月8日	9月4日			
	結果の得られた年月日	-	6月26日	9月25日			
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	0.0025未満	0.0066			
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	61	46			
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	700以下	6未満	6未満			
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	119以下	0.079	0.059			

※基準値は、「大気汚染防止法」による。

〈備考〉

ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記していません。